

## 地区計画申出事前相談願（添付図書等一覧）

## （1）添付図書

添付 順序	名 称	様 式 等	備 考
1	地区計画申出事前相談願	様式 1-①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者の氏名等にはふりがなを明記のこと。</li> <li>・区域の位置及び名称欄には、地名、地番を明記のこと(筆数が多い場合は、〇〇番 外〇〇筆と明記し、別紙に全ての地名、地番を記載し添付すること)。</li> <li>・区域の面積は、実測面積を明記のこと(小数点3位以下切捨、小数点2位まで記入)。</li> <li>・地区計画の目的は、地区計画としての土地利用目的を明記のこと。</li> <li>・地区施設の配置及び規模には、公共施設、公益施設等について明記のこと。</li> </ul>
2	現況写真	地区計画区域 及び周辺部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来る限り上部から撮影し、多方向から撮影すること。</li> <li>・道路、排水路等の状況を撮影のこと。</li> <li>・カラー写真でサイズはサービス版以上であること。</li> </ul>
3	字限図	地区計画区域 及び周辺部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画区域を緑色で着色のこと。</li> <li>・地番、地目、所有者名を明記のこと(隣接地も同様)。</li> <li>・里道は赤色、水路は青色で着色のこと。</li> <li>・転写年月日(3ヶ月以内)及び転写者の署名又は記名押印のこと。</li> <li>・字限図が所在する法務局名を明記のこと。</li> </ul>
4	土地の所有者等一覧表	様式 1-②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者及び利害関係者(抵当権、質権、賃借権、地役権等)について明記のこと。</li> </ul>
5	土地の登記事項証明書	地区計画区域の もの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謄本は申請時点(3ヶ月以内)のもの添付のこと。</li> <li>・写しても可。</li> </ul>

(2) 添付図面

添付 順序	名 称	明 記 事 項	縮 尺	備 考
1	位 置 図	・方位 ・地区計画区域とその位置	1/25,000 ～1/10,000	・地区計画区域は赤色に着色のこと。 ・主要道路、河川等を明示のこと。
2	付 近 見 取 図	・方位 ・地区計画区域とその位置 ・字の境界等	1/2,500	・周辺区域の市街化等の状況が分かるもの(都市計画図等を活用し計画区域内は現況との整合を図ること)。 ・地区計画区域は、赤色に薄く着色のこと。
3	現 況 平 面 図	・方位 ・地区計画区域の境界 ・土地の地番、地目、所有者名 ・地形(現況地盤高)	1/1,000以上 (1/2,500以上)	・地区計画区域界は赤線で明示のこと。 ・道路名、河川名及び現況幅員等を明記のこと。 ・現況の構造物を明示のこと。
4	土地利用 計 画 平 面 図	・方位 ・地区計画区域の境界 ・公共施設の位置、形状 ・公益施設の位置、形状 ・擁壁の位置、種別、形状寸法及び延長 ・宅地(一区画)等の敷地面積 ・凡例	1/1,000以上 (1/2,500以上)	・地区計画区域界は赤線で明示のこと。 ・施設区分別に薄く着色のこと。 宅 地 — 黄 道 路 — 茶 公 園 — 黄緑 水 路 — 青 調 整 池 — 青 公 益 施 設 — 赤 緑地・広場 — 緑 ・既設構造物を利用する場合は、その旨を明記のこと。 ・道路法、河川法、法定外公共物条例等により施工される構造物の位置、形状寸法を明記のこと(法令名等も明記)。

☆ 注意事項

1. 相談願の添付書類は、日本工業規格A列4版とすること(A列3版等の場合はA列4版サイズに折込)。
2. 現況平面図及び土地利用計画平面図は、縮尺1/1,000以上(計画区域面積が10ha以上の場合は1/2,500以上)で、かつ、同一縮尺を原則とする。(A列3版縮小図可)
3. 設計図にはこれを作成した者が記名、押印すること。
4. 設計図の作成に際しては、土木製図通則(JIS A 0101:2003)及び土木製図基準(土木学会)、CAD製図基準(国土交通省)に則り、作成すること。
5. 図面についてもA列4版サイズに折込み、図面名称が分かるようにすること。

### (3) 提出部数

#### 1. 全ての図書等を添付したもの（詳細版）を2部提出

- ・地区計画申出事前相談願、現況写真、字限図、土地の所有者等一覧表  
土地の登記事項証明書（写し可）
- ・位置図、付近見取図、現況平面図、土地利用計画平面図

#### 2. 以下の図書等を添付したもの（簡略版）を15部提出

- ・地区計画申出事前相談願（写し可）、現況写真、土地の所有者等一覧表
- ・位置図、付近見取図、土地利用計画平面図（縮小図可）

(資料2-①)

地区計画等の案等に関する申出にかかる土地利用計画審査願（添付図書等一覧）

(1) 添付図書

添付 順序	名 称	様 式 等	備 考
1	地区計画等の案等に関する申出にかかる土地利用計画事前審査願	様式 2-①	<ul style="list-style-type: none"><li>・願出者の氏名等にはふりがなを明記のこと。</li><li>・土地利用の目的は、地区計画としての土地利用目的を明記のこと。</li><li>・区域の位置及び名称欄には、地名、地番を明記のこと(筆数が多い場合は、〇〇番 外〇〇筆と明記し、別紙に全ての地名、地番を記載し添付すること)。</li><li>・区域の面積は、実測面積を明記のこと(小数点3位以下切捨、小数点2位まで記入)。</li></ul>
2	土地利用計画説明書	任意様式	<ul style="list-style-type: none"><li>・土地利用計画等について詳細に明記のこと。</li><li>・願出者の記名及び押印のこと。</li></ul>
3	設計説明書	様式 2-② 様式 2-③	<ul style="list-style-type: none"><li>・土地利用の目的は、具体的に明記のこと。</li><li>・基本方針には、造成計画、排水計画等について明記のこと。</li></ul>
4	地区計画申出事前相談願(写し)		<ul style="list-style-type: none"><li>・意見書と共に返却された鑑の写しのみを添付すること。(受付印を押印したもの)</li></ul>
5	現況写真	地区計画区域及び周辺部	<ul style="list-style-type: none"><li>・出来る限り上部から撮影すること。又、現況が把握できるよう他方向から撮影すること。</li><li>・撮影箇所が確認できるよう別途平面図等に明記のこと。</li><li>・道路、排水路等の状況を撮影のこと。</li><li>・カラー写真でサイズはサービス版以上であること。</li></ul>
6	字限図	地区計画区域及び周辺部	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区計画区域を緑色で着色のこと。</li><li>・地番、地目、所有者名を明記のこと(隣接地も同様)。</li><li>・里道は赤色、水路は青色で着色のこと。</li><li>・転写年月日(3ヶ月以内)及び転写者の署名又は記名押印のこと。</li><li>・字限図が所在する法務局名を明記のこと。</li></ul>
7	土地の所有者等一覧表	様式 1-②	<ul style="list-style-type: none"><li>・土地所有者及び利害関係者(抵当権、質権、賃借権、地役権等)について明記のこと。</li></ul>
8	土地の登記事項証明書	地区計画区域のもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・謄本は申請時点(3ヶ月以内)のもの添付のこと。</li><li>・写しでも可。</li></ul>

## (2) 添付図面

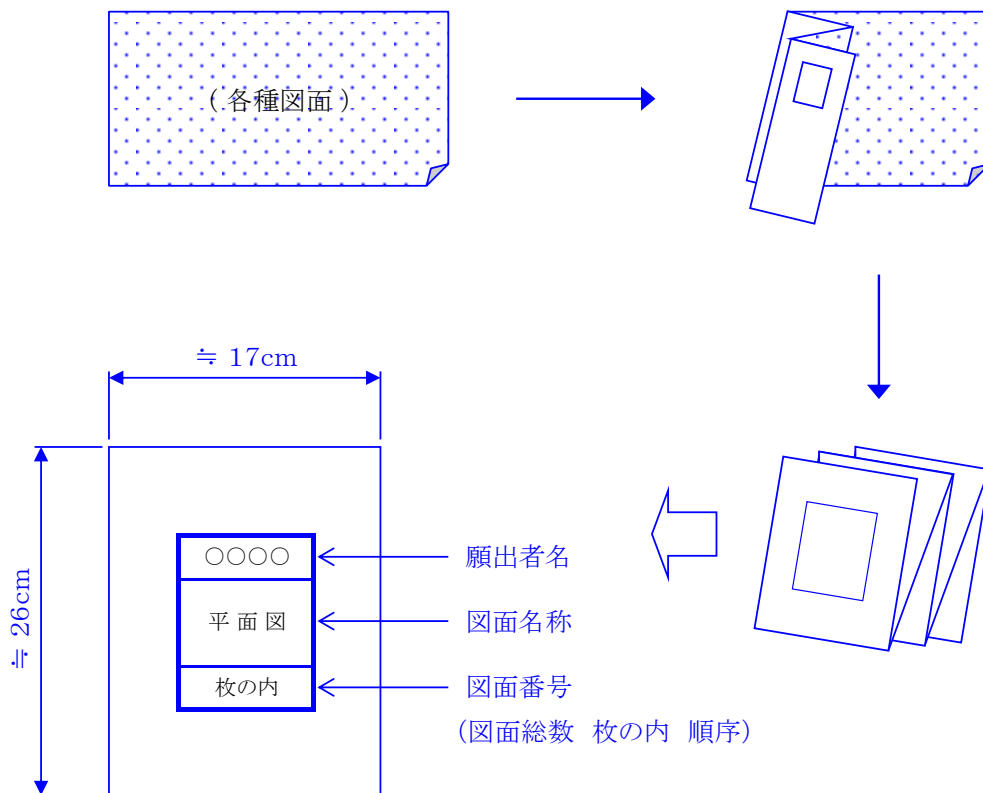
添付 順序	名 称	明 記 事 項	縮 尺	備 考
1	位 置 図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・地区計画区域とその位置</li> </ul>	1/25,000 ~1/10,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画区域は赤色に着色のこと。</li> <li>・主要道路、河川等を明示のこと。</li> </ul>
2	付 近 見 取 図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・地区計画区域とその位置</li> <li>・字の境界等</li> </ul>	1/2,500	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺区域の市街化等の状況が分かるもの(都市計画図等を活用し計画区域内は現況との整合を図ること)。</li> <li>・地区計画区域は、赤色に薄く着色のこと。</li> <li>・道路は茶色、河川及び水路は青色に薄く着色のこと。</li> </ul>
3	現 況 平 面 図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・地区計画区域の境界</li> <li>・土地の地番、地目、所有者名</li> <li>・地形(現況地盤高)</li> </ul>	1/500以上 (1/1,000以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画区域界は赤線で明示のこと。</li> <li>・道路名、河川名及び現況幅員等を明記のこと。</li> <li>・現況の構造物を明示のこと。</li> </ul>
4	土地利用 計 画 平 面 図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・地区計画区域の境界</li> <li>・公共施設の位置、形状</li> <li>・公益施設の位置、形状</li> <li>・擁壁の位置、種別、形状寸法及び延長</li> <li>・宅地(一区画)等の敷地面積</li> <li>・凡例</li> </ul>	1/500以上 (1/1,000以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画区域界は赤線で明示のこと。</li> <li>・施設区分別に薄く着色のこと。            宅 地 — 黄            道 路 — 茶            公 園 — 黄緑            水 路 — 青            調 整 池 — 青            公 益 施 設 — 赤            緑地・広場 — 緑</li> <li>・既設構造物を利用する場合は、その旨を明記のこと。</li> <li>・道路法、河川法、法定外公共物条例等により施工される構造物の位置、形状寸法を明記のこと(法令名等も明記)。</li> <li>・地区施設として定める箇所を明確に表示すること。</li> </ul>
5	造成計画 平 面 図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・地区計画区域の境界</li> <li>・切土又は盛土する土地の部分</li> <li>・擁壁の位置、種別、形状寸法及び延長</li> <li>・法面の位置及び形状</li> <li>・道路の中心線、延長、幅員、勾配及び計画高</li> <li>・調整池の位置及び形状</li> <li>・各敷地等の形状及び計画高</li> </ul>	1/500以上 (1/1,000以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画区域界は赤線で明示のこと。</li> <li>・切土、盛土部別に薄く着色のこと。            切 土 部 — 黄            盛 土 部 — 赤</li> <li>・各構造物には、構造図と対象可能な番号を明記すること。</li> <li>・既設構造物を利用する場合は、その旨を明記のこと。</li> <li>・計画高は詳細に明示すること(端部、変化点等)。</li> <li>・現況地盤高は細字、計画高は太字で図示すること。</li> </ul>

添付 順序	名 称	明 記 事 項	縮 尺	備 考
6	造成計画 断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画区域の境界</li> <li>・切土又は盛土の計画高と現況地盤高</li> <li>・切土又は盛土部の着色</li> <li>・構造物の種別、形状寸法</li> </ul>	1/100以上 (1/300以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画区域界は赤線で明示のこと。</li> <li>・断面の間隔は20mを原則とする。</li> <li>・上記に加えて、断面の変化点を明示すること。</li> <li>・切土、盛土部別に薄く着色のこと。 切 土 部 — 黄 盛 土 部 — 赤</li> <li>・法勾配、法長を明記すること。</li> <li>・現況地盤線は細線、計画線は太線で図示すること。</li> <li>・既設構造物を利用する場合は、その旨を明記のこと。</li> </ul>
7	給水計画 平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・地区計画区域の境界</li> <li>・給水施設の位置、種別、形状寸法</li> <li>・取水方法</li> <li>・消火栓の位置</li> </ul>	1/500以上 (1/1,000以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画区域界は赤線で明示のこと。</li> </ul>
8	排水計画 平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・地区計画区域の境界</li> <li>・排水区域の区域界</li> <li>・調整池の位置及び形状</li> <li>・道路側溝、その他の排水施設の位置、種別、形状寸法、勾配、延長</li> <li>・人孔の位置及び人孔間距離</li> <li>・水の流れの方向</li> <li>・吐口の位置</li> <li>・各敷地等の形状及び計画高</li> <li>・擁壁の位置、種別、形状寸法及び延長</li> </ul>	1/500以上 (1/1,000以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画区域界は赤線で明示のこと。</li> <li>・各構造物には、構造図と対象可能な番号を明記すること。</li> <li>・既設構造物を利用する場合は、その旨を明記のこと。</li> <li>・計画高は詳細に明示すること(端部、変化点等)。</li> <li>・水の流れの方向は詳細に明示のこと。</li> </ul>
9	構 造 図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の種別、形状寸法</li> <li>・裏込材及び透水層、水抜穴の位置、寸法</li> <li>・基礎地盤の土質並びに基礎杭等の位置、材料及び寸法</li> <li>・鉄筋の位置及び間隔</li> <li>・排水構造物の種別、形状寸法</li> </ul>	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート構造物の場合は、配筋図を添付すること。</li> <li>・雨水排水桝等の泥溜めの深さを明示のこと。</li> <li>・擁壁の前面地盤を明示し、見え高及び根入れ長を明記のこと。</li> <li>・各構造物には、構造図と対象可能な番号を明記すること。</li> <li>・既設構造物を利用する場合は、その旨を明記のこと。</li> </ul>

☆ 注意事項

1. 審査願の添付書類は、日本工業規格A列4版とすること(A列3版等の場合はA列4版サイズに折込)。
2. 設計図の3～5、7～8については、縮尺1/500以上(計画区域面積が10ha以上の場合は1/1,000以上)で、かつ、同一縮尺を原則とする。
3. 設計図の6については、縮尺1/100以上(計画区域面積が10ha以上の場合は1/300以上)を原則とする。
4. 設計図にはこれを作成した者が記名、押印すること。
5. 設計図の作成に際しては、土木製図通則(JIS A 0101:2003)及び土木製図基準(土木学会)、CAD製図基準(国土交通省)に則り、作成すること。
6. 図面はA列4版に折込むか図面袋に入れて整理すること。尚、図面袋を用いる場合は、図面袋の大きさ(縦:約30cm×横:約21cm)に入るよう、下記のとおり縦26cm×横17cm程度に折り、願出者、図面名称、図面番号を明記の上、添付書類とともにファイルに綴じて提出すること。

☆ 図面の折り方 (図面袋に入れる場合)



## 地区計画等の案等に関する申出にかかる土地利用計画事前審査願（照会先一覧）

照会先関係官署各課等		住居系		備考
			店舗等	
国	滋賀国道事務所	○ ※	○ ※	国道隣接地
事組	長浜水道企業団	◎※1	◎※1	長浜水道企業団給水地域
滋賀県	湖東土木事務所管理調整課	◎	◎	
	長浜土木事務所管理調整課	◎	◎	
	湖北・環境総合事務所総務課	○	○	
	湖北・環境総合事務所環境課	○	○	
	湖北森林整備事務所	○	○	
	湖北農業農村振興事務所農産普及課	○ ※	○ ※	現況又は登記簿上、田畑の場合
	湖北農業農村振興事務所田園振興課	○ ※	○ ※	現況又は登記簿上、田畑の場合
	湖北健康福祉事務所健康衛生課（長浜保健所）	○	○	
米原市	政策調整課	○	○	
	建設課（公安協議含む）	○	○	
	上下水道課	◎	◎	
	市民安全課	○	○	
	教育委員会 生涯学習課	○	○	
	教育委員会 教育総務課	○	○	
	福祉支援局	○	○	
	農林振興課	○	○	
	農業委員会事務局	○	○	
	商工観光課		○	
環境保全課	◎	◎		
自治振興課	◎	◎		
都市計画課	◎ × 2	◎ × 2		
提出部数		◎ 6 + ○ 1 2	◎ 6 + ○ 1 3	
		◎ 6 + ○ 1 5	◎ 6 + ○ 1 6	※印を含む場合

## ◎印 ～ 詳細版（全ての図書を添付）

- ・地区計画等の案等に関する申出にかかる土地利用計画事前審査願、土地利用計画説明書、設計説明書、地区計画申出事前相談願(写し)、現況写真、字限図、土地の所有者等一覧表、土地の登記事項証明書等、
- ・位置図、付近見取図、現況平面図、土地利用計画平面図、造成計画平面図及び断面図、給水計画平面図、排水計画平面図、その他必要図（縦断図、構造図等）、

## ○印 ～ 簡易版（添付図書の一部省略）

- ・地区計画等の案等に関する申出にかかる土地利用計画事前審査願、土地利用計画説明書、設計説明書、地区計画申出事前相談願(写し)、現況写真、字限図、土地の所有者等一覧表、
- ・位置図、付近見取図、現況平面図、土地利用計画平面図、排水計画平面図、



## (1) 添付図書

添付 順序	名 称	様 式 等	備 考
1	地区計画等の案等に関する申出書	様式3-① (市規則様式) (様式第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申し者の氏名等にはふりがなを明記のこと。</li> <li>・区域の位置及び名称欄には、地名、地番を明記のこと(筆数が多い場合は、〇〇番 外〇〇筆と明記)。</li> <li>・区域の面積は、実測面積を明記のこと(小数点3位以下切捨、小数点2位まで記入)。</li> <li>・区域の整備、開発および保全の方針の各項目については詳細に明記のこと。</li> <li>・地区整備計画の建築物等に関する事項については、建築物にかかる建築制限の内容を詳細に明記のこと。</li> </ul>
2	区域内の土地所有者等の一覧表	様式3-② (市規則様式) (様式第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申出者が土地所有者等の場合、同意の有無欄には「一」と明記のこと。</li> </ul>
3	同意書	様式3-③ (市規則様式) (様式第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同意した土地所有者等の押印。</li> </ul>
4	関係自治会の同意書	様式3-③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画の案等に関する申出にかかる同意書に押印。</li> </ul>
5	土地所有者等に対する説明会報告書	様式 3-④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者側の質問及び要望の内容を詳細に明記のこと。</li> <li>・申出者側の説明及び回答の内容を詳細に明記のこと。</li> <li>・説明会等で周知を行った資料等を添付すること。</li> <li>・説明会等の通知を行った通知文等を添付すること。</li> </ul>
6	周辺住民等への説明に関する報告書	様式 3-⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺住民側の質問及び要望の内容を詳細に明記のこと。</li> <li>・申出者側の説明及び回答の内容を詳細に明記のこと。</li> <li>・説明会に参加した周辺住民の住居を示した住宅地図等を添付のこと。</li> <li>・説明会等で周知を行った資料等を添付すること。</li> <li>・説明会等の通知を行った通知文等を添付すること。</li> </ul>
7	周辺環境等への配慮に関する資料	様式 3-⑥	当該地区計画等の案等に関する申し出により行われるまちづくりによって、現況の都市計画で行われるまちづくりと比較して、周辺環境にどのような効果または影響を与えるか、検討した内容について記述してください。
8	対象となる土地の登記所備付の地図の写し	地区計画区域及び周辺部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画区域を緑色で着色のこと。</li> <li>・地番、地目、所有者名を明記のこと(隣接地も同様)。</li> <li>・里道は赤色、水路は青色で着色のこと。</li> <li>・転写年月日(3ヶ月以内)及び転写者の署名又は記名押印のこと。</li> <li>・公図が所在する法務局名を明記のこと。</li> </ul>
9	土地登記簿謄本	地区計画区域のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謄本は申請時点(3ヶ月以内)のもの添付のこと。</li> </ul>
10	建物の建物登記簿謄本	地区計画区域のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謄本は申請時点(3ヶ月以内)のもの添付のこと。</li> <li>・副は写しで可。</li> </ul>
11	土地利用計画協議済書	様式 2-⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議済書は写しで可(但し、原本の確認有り)。</li> </ul>
	土地利用計画協議済一覧表	様式 2-⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件等がない場合でも、その旨を明記のこと。</li> <li>・協議番号及び協議済年月日を明記のこと。</li> </ul>

## ★ 注意事項

1. 申出書の添付書類は、日本工業規格A列4版とし(A列3版等の場合は、A列4版サイズに折込)、項目別にインデックスを貼付し、図面袋とともにファイルに綴じて提出すること。

## (2) 添付図面

添付 順序	名 称	明 記 事 項	縮 尺	備 考
1	地区計画 等の 区域図 (位置図)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・地区計画区域とその位置</li> <li>・字の境界等</li> </ul>	1/2, 500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺区域の市街化等の状況が分かるもの(都市計画図等を活用し計画区域内は現況との整合を図ること)。</li> <li>・地区計画区域は、赤線で囲み、区域内を薄く赤色で着色のこと。</li> </ul>
	(区分図)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・地区計画区域とその位置</li> <li>・地区計画区域の境界</li> <li>・区域区分</li> </ul>	1/1, 000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺区域の市街化等の状況が分かるもの(都市計画図等を活用し計画区域内は現況との整合を図ること)。</li> <li>・地区計画区域は、赤線で囲むこと。</li> <li>・地区計画区域は、地区の区分別に薄く着色のこと。又、主要施設の区分別についても薄く着色のこと。</li> </ul> <p>(地区の区分)</p> <p>住宅地区 — 黄</p> <p>店舗地区 — 赤</p> <p>(主要施設の区分)</p> <p>道 路 — 茶</p> <p>公 園 — 黄緑</p> <p>調 整 池 — 青</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・凡例を明記のこと。</li> <li>・地区施設として定める箇所を明確に表示すること。</li> </ul>
2	現 況 平 面 図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・地区計画区域の境界</li> <li>・土地の地番、地目、所有者名</li> <li>・地形(現況地盤高)</li> </ul>	1/500以上 (1/1, 000以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画区域界は赤線で明示のこと。</li> <li>・道路名、河川名及び現況幅員等を明記のこと。</li> <li>・現況の構造物を明示のこと。</li> </ul>
3	土地利用 計 画 平 面 図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・地区計画区域の境界</li> <li>・公共施設の位置、形状</li> <li>・公益施設の位置、形状</li> <li>・擁壁の位置、種別、形状寸法及び延長</li> <li>・宅地(一区画)等の敷地面積</li> <li>・凡例</li> </ul>	1/500以上 (1/1, 000以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画区域界は赤線で明示のこと。</li> <li>・施設区分別に薄く着色のこと。</li> </ul> <p>宅 地 — 黄</p> <p>道 路 — 茶</p> <p>公 園 — 黄緑</p> <p>水 路 — 青</p> <p>調 整 池 — 青</p> <p>公 益 施 設 — 赤</p> <p>緑地・広場 — 緑</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既設構造物を利用する場合は、その旨を明記のこと。</li> <li>・道路法、河川法、法定外公共物条例等により施工される構造物の位置、形状寸法を明記のこと(法令名等も明記)。</li> <li>・地区施設として定める箇所を明確に表示すること。</li> </ul>

## (資料3-①)

添付 順序	名 称	明 記 事 項	縮 尺	備 考
4	造成計画 平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>地区計画区域の境界</li> <li>切土又は盛土する土地の部分</li> <li>擁壁の位置、種別、形状寸法及び延長</li> <li>法面の位置及び形状</li> <li>道路の中心線、延長、幅員、勾配及び計画高</li> <li>調整池の位置及び形状</li> <li>各敷地等の形状及び計画高</li> </ul>	1/500以上 (1/1,000以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区計画区域界は赤線で明示のこと。</li> <li>切土、盛土部別に薄く着色のこと。 切土部 — 黄 盛土部 — 赤</li> <li>各構造物には、構造図と対象可能な番号を明記すること。</li> <li>既設構造物を利用する場合は、その旨を明記のこと。</li> <li>計画高は詳細に明示すること(端部、変化点等)。</li> <li>現況地盤高は細字、計画高は太字で図示すること。</li> </ul>
5	造成計画 断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区計画区域の境界</li> <li>切土又は盛土の計画高と現況地盤高</li> <li>切土又は盛土部の着色</li> <li>構造物の種別、形状寸法</li> </ul>	1/100以上 (1/300以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区計画区域界は赤線で明示のこと。</li> <li>断面の間隔は20mを原則とする。</li> <li>上記に加えて、断面の変化点を明示すること。</li> <li>切土、盛土部別に薄く着色のこと。 切土部 — 黄 盛土部 — 赤</li> <li>法勾配、法長を明記すること。</li> <li>現況地盤線は細線、計画線は太線で図示すること。</li> <li>現況地盤高は細字、計画高は太字で図示すること。</li> <li>既設構造物を利用する場合は、その旨を明記のこと。</li> </ul>
6	給水計画 平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>地区計画区域の境界</li> <li>給水施設の位置、種別、形状寸法</li> <li>取水方法</li> <li>消火栓の位置</li> </ul>	1/500以上 (1/1,000以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区計画区域界は赤線で明示のこと。</li> </ul>
7	排水計画 平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>地区計画区域の境界</li> <li>排水区域の区域界</li> <li>調整池の位置及び形状</li> <li>道路側溝、その他の排水施設の位置、種別、形状寸法、勾配、延長</li> <li>人孔の位置及び人孔間距離</li> <li>水の流れの方向</li> </ul>	1/500以上 (1/1,000以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区計画区域界は赤線で明示のこと。</li> <li>各構造物には、構造図と対象可能な番号を明記すること。</li> <li>既設構造物を利用する場合は、その旨を明記のこと。</li> <li>計画高は詳細に明示すること(端部、変化点等)。</li> <li>水の流れの方向は詳細に明示のこと。</li> </ul>

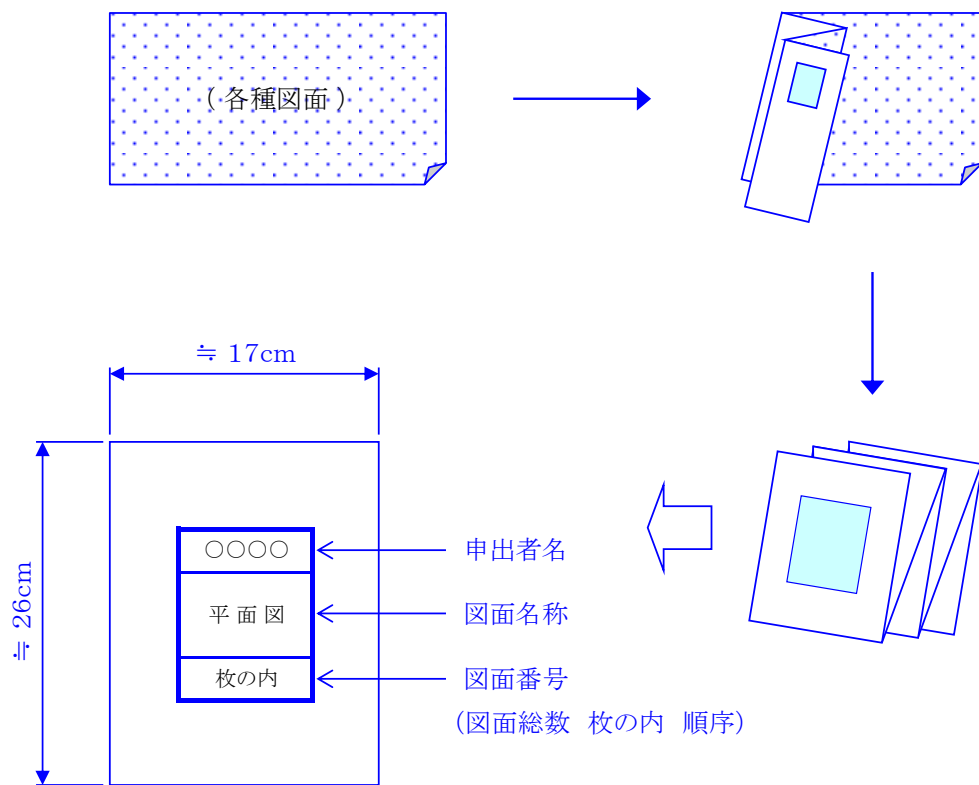
(資料3-①)

添付 順序	名 称	明 記 事 項	縮 尺	備 考
		<ul style="list-style-type: none"><li>・吐口の位置</li><li>・各敷地等の形状及び計画高</li><li>・擁壁の位置、種別、形状寸法及び延長</li></ul>		
8	構 造 図	<ul style="list-style-type: none"><li>・擁壁の種別、形状寸法</li><li>・裏込材及び透水層、水抜穴の位置、寸法</li><li>・基礎地盤の土質並びに基礎杭等の位置、材料及び寸法</li><li>・鉄筋の位置及び間隔</li><li>・排水構造物の種別、形状寸法</li></ul>	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"><li>・鉄筋コンクリート構造物の場合は、配筋図を添付すること。</li><li>・雨水排水桝等の泥溜めの深さを明示のこと。</li><li>・擁壁の前面地盤を明示し、見え高及び根入れ長を明記のこと。</li><li>・各構造物には、構造図と対象可能な番号を明記すること。</li><li>・既設構造物を利用する場合は、その旨を明記のこと。</li></ul>

☆ 注意事項

1. 設計図の2～4、6～7については、縮尺1/500以上(計画区域面積が10ha以上の場合は1/1,000以上)で、かつ、同一縮尺を原則とする。
2. 設計図の6については、縮尺1/100以上(計画区域面積が10ha以上の場合は1/300以上)を原則とする。
3. 設計図にはこれを作成した者が記名、押印すること。
4. 設計図の作成に際しては、土木製図通則(JIS A 0101:2003)及び土木製図基準(土木学会)、CAD製図基準(国土交通省)に則り、作成すること。
5. 図面は図面袋の大きさ(縦:約30cm×横:約21cm)に入るよう縦26cm×横17cm程度に折り、申出者名、図面名称、図面番号を明記のこと。

☆ 図面の折り方



(3) 提出部数

正、副2部提出(正、副とも申出者の押印のこと)。